

中合友の会お買物券お持ちのお客様へ

令和2年7月1日
株式会社 中合友の会

中合友の会のお買物券払戻しについてのお知らせ

この度、中合友の会の令和2年8月31日営業終了に伴い、中合友の会にて発行いたしました『中合友の会お買物券』につきましては、下記のとおり払戻しを行います。お手数ではございますが、対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内にお申出いただけますようお願い申し上げます。

記

払戻し期間 令和2年7月1日(水)～令和2年8月31日(月)

※払戻期間中も通常どおりお買物券としてお使い頂けます



◎払戻し対象

中合友の会発行のお買物券 (ボーナス分500円お買物券を除きます)
(中合福島店、十字屋山形店(2005年12月以降発行)、清水屋店、会津店)

◎払戻し申出期間

令和2年7月1日(水) ～ 令和2年8月31日(月) 午前10時～午後7時

◎申出方法 未使用のお買物券、印鑑、身分証明書を中合福島店7階友の会カウンターまでご持参ください。

※店舗へのご持参が難しい方は郵送対応をご案内致しますので下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

◎払戻し方法 当額面の金額に法定金利3%を加え、現金にて払戻し致します。

※郵送対応の場合はご指定の口座へのお振込対応となります。

友の会にお預けの「積立金」についても8月31日まで解約、払い戻しを受け付けております。お済みでない場合はお早目のお手続きをお願い致します。

＜お持ちいただくもの＞

本人様：会員証・印鑑・身分証明書（免許証・保険証など）

代理人：委任状（会員ご本人様直筆）・会員証・代理人印鑑・代理人身分証明書

◎お問合せ先

株式会社 中合友の会カウンター

フリーダイヤル 0120-464-712

受付時間：午前10時～午後6時